

## これまでの更生医療の仕組みが変わります

(平成18年4月から)

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されます。

これまでの身体障害者に係る公費負担医療の更生医療が他の障害者医療制度（育生医療、精神通院医療）と一元化され、自立支援医療（更生医療）に変わります。

**現行** 更生医療（身体障害者福祉法）

平成18年4月に新体系に移行

**見直し後** 自立支援医療（更生医療）制度（障害者自立支援法）

- ・ 支給認定の手続きを共通化（更生医療、育生医療、精神通院医療）
- ・ 利用者負担の見直し
- ・ 利用者負担の仕組みを共通化（更生医療、育生医療、精神通院医療）
- ・ 指定医療機関制度、医療の内容は現行とおり。
- ・ 支給認定の実施主体及び各手続の窓口は、現行どおり「市町村」です。

## 自立支援医療（更生医療）の対象者

身体障害者手帳所持者で、従来の更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）

**対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり（下記参照）**

- \* 視 覚 障 害：網膜剥離手術、角膜移植術、水晶体摘出術など
- \* 聴 覚 障 害：外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋込術など
- \* 言 語 障 害：歯科矯正治療、口唇形成術、人口喉頭など
- \* 肢 体 不 自 由：関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
- \* 心 臓 機 能 障 害：弁置換術、ペースメーカー埋込術など
- \* じん臓機能障害：人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
- \* 小腸機能障害：中心静脈栄養療法など
- \* 免疫機能障害：免疫調整療法など

## 自立支援医療（更生医療）の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々、（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

入院時の食費（標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

### 「世帯」の単位

「世帯」の単位は、住民票上の家族ではなく、受信者と同じ医療保険に加入する者を同一世帯とします「医療保険の加入単位」。

ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の「世帯」とみなすことが可能となります。

## 自己負担の概要、手続に必要な書類（申請様式等）

自己負担については原則として医療費の1割負担。

ただし、「世帯」の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を下表により設定。

また、入院時の食費（標準負担額）相当については原則自己負担。

手続に必要な書類は、次のとおりです。

### 身体障害者手帳の確認

**申請書**：市町村の窓口にあります。

**医師の意見書**：指定医療機関の担当医師が作成した意見書。

**被保険者証等**：国民健康保険被保険者証や健康保険被保険者証など。

**所得等の確認できる資料**：下表の必要添付書類等参考

世帯の状況		所得区分	負担(上限)月額	必要添付書類等
一定所得以下	生活保護世帯	生活保護	負担 0円	生活保護受給の証明書等
	市町村民税(所得割及び均等割)非課税かつ本人収入が80万円以下の世帯	低所得1	負担上限月額 2,500円	市町村民税非課税証明書 年金証書等本人の収入が確認出来る書類
	市町村民税(所得割及び均等割)非課税かつ本人収入が80万円超の世帯	低所得2	負担上限月額 5,000円	市町村民税非課税証明書 年金証書等本人の収入が確認出来る書類
中間所得層	市町村民税(所得割) 2万円未満の世帯	「重度かつ継続」 (1)	負担上限月額 5,000円	市町村民税課税証明書 特定疾病療養受給者証(人工透析のみ)
		上記以外	医療保険の自己負担限度額	市町村民税課税証明書
	市町村民税(所得割) 2万円以上20万円未満の世帯	「重度かつ継続」 (1)	負担上限月額 10,000円	市町村民税課税証明書 特定疾病療養受給者証(人工透析のみ)
		上記以外	医療保険の自己負担限度額	市町村民税課税証明書
一定所得以上	市町村民税(所得割) 20万円以上の世帯	「重度かつ継続」 (1)	負担上限月額 20,000円	市町村民税課税証明書 特定疾病療養受給者証(人工透析のみ)
		上記以外	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)	市町村民税課税証明書

1 「重度かつ継続」(高額治療継続者)の範囲については、以下のとおり。

疾病、病状等から対象となる者：更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者。

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者：医療保険の多数該当者の者。